## 佐賀県告示第606号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成 26 年佐賀県条例 第 87 号。以下「条例」という。)第 10 条第 1 項の規定により、知事指定薬物 を次のとおり指定し、平成 29 年 11 月 3 日から施行する。

平成 29 年 11 月 2 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

## 1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 2 [2,5-ジメトキシ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]エタンアミン(通称名:2C-TFM)及びその塩類
- (2) 化学名 メチル = 2 (4 フルオロフェニル) 2 (ピペリジン 2 イル)アセテート(通称名: 4-Fluoromethylphenidate、4F-MPH、4-FMPH)及びその塩類

## 2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、人の健康に被害が生ずると認められ、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため